

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2023年7月25日
【四半期会計期間】	第42期第3四半期（自 2023年3月21日 至 2023年6月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 佳史
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第41期 第3四半期累計期間	第42期 第3四半期累計期間	第41期
会計期間		自2021年9月21日 至2022年6月20日	自2022年9月21日 至2023年6月20日	自2021年9月21日 至2022年9月20日
売上高	(百万円)	70,828	71,605	95,331
経常利益	(百万円)	1,219	1,394	1,531
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,006	1,275	324
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	1,425	1,425	1,425
発行済株式総数	(千株)	8,090	8,090	8,090
純資産額	(百万円)	16,493	16,749	15,813
総資産額	(百万円)	41,849	41,535	40,292
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	125.77	162.64	40.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	5.00	5.00	22.00
自己資本比率	(%)	39.4	40.3	39.2

回次		第41期 第3四半期会計期間	第42期 第3四半期会計期間
会計期間		自2022年3月21日 至2022年6月20日	自2023年3月21日 至2023年6月20日
1株当たり四半期純利益	(円)	50.59	53.84

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果により、新型コロナウイルスの感染対策と経済活動の両立が進むなか、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格の高騰など企業を取り巻く環境は一層厳しさを増しました。また、5月上旬に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行し、感染対策が自主判断となったことで、社会生活がほぼ平時に戻り、国内における行動制限や海外からの入国制限の緩和に伴う消費の回復が期待される一方、諸外国の高インフレ、欧米における金融機関の破綻等の要因により、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。また小売業界におきましては、急激な円安、原材料価格高騰による物価高の影響を受け、消費者の生活防衛意識が一層強まり、将来への不安からくる節約志向が根強く、先行きは尚一層不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、収益力の強化を最重要課題とし、下記の施策に積極的に取り組んでおります。

a. 改装の実施

既存店活性化により客数・売上増を図るため、ワクワク感が感じられる売場を目指し、改装を実施いたします。

b. P B 商品開発強化

当社にしかない価値ある P B 商品を開発し、目的来店性・粗利率アップを図ります。

c. R - 9 (R = Revolution 人件費 9 億円削減)

人口減による人手不足・労働単価上昇への対応として機械化等を推進し業務の合理化を図ります。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高が71,605百万円（前年同四半期比1.1%増）、売上総利益は16,154百万円（前年同四半期比3.5%増）となりました。一方、営業利益は1,198百万円（前年同四半期比4.5%増）、経常利益は1,394百万円（前年同四半期比14.3%増）及び四半期純利益は1,275百万円（前年同四半期比26.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ1,242百万円増加し、41,535百万円となりました。これは主に土地が1,926百万円増加した一方で、現金及び預金が1,364百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ306百万円増加し、24,785百万円となりました。これは主に買掛金が319百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ935百万円増加し、16,749百万円となりました。これは主に四半期純利益が1,275百万円となり、剰余金の配当が174百万円あったことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の当社が会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月20日)	提出日現在発行数(株) (2023年7月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,090,000	8,090,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	8,090,000	8,090,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年3月21日～ 2023年6月20日	-	8,090,000	-	1,425	-	1,585

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 317,500	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,765,500	77,655	同上
単元未満株式	普通株式 7,000	-	-
発行済株式総数	8,090,000	-	-
総株主の議決権	-	77,655	-

【自己株式等】

2023年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町 下新庄15号8番地の1	317,500	-	317,500	3.92
計	-	317,500	-	317,500	3.92

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年3月21日から2023年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（2022年9月21日から2023年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、清稜監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第41期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

第42期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間 清稜監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年9月20日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,200	4,836
売掛金	1,841	2,199
商品	8,232	9,047
その他	603	655
流動資産合計	16,877	16,738
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,236	8,735
土地	5,327	7,253
その他(純額)	4,036	4,181
有形固定資産合計	18,600	20,170
無形固定資産	1,532	1,495
投資その他の資産	3,281	3,130
固定資産合計	23,415	24,796
資産合計	40,292	41,535
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,312	6,632
電子記録債務	728	695
1年内返済予定の長期借入金	622	480
未払法人税等	412	193
賞与引当金	463	701
その他	2,685	2,751
流動負債合計	11,225	11,454
固定負債		
長期借入金	6,683	6,240
退職給付引当金	1,757	527
資産除去債務	3,314	3,088
その他	1,497	3,474
固定負債合計	13,253	13,330
負債合計	24,478	24,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,425	1,425
資本剰余金	1,585	1,585
利益剰余金	12,820	13,921
自己株式	0	164
株主資本合計	15,830	16,767
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17	17
評価・換算差額等合計	17	17
純資産合計	15,813	16,749
負債純資産合計	40,292	41,535

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年9月21日 至 2023年6月20日)
売上高	70,828	71,605
売上原価	55,219	55,451
売上総利益	15,608	16,154
販売費及び一般管理費	14,462	14,956
営業利益	1,146	1,198
営業外収益		
受取手数料	106	106
助成金収入	23	25
支援金収入	-	82
その他	56	58
営業外収益合計	186	272
営業外費用		
支払利息	71	53
その他	41	24
営業外費用合計	112	77
経常利益	1,219	1,394
特別利益		
補助金収入	260	121
資産除去債務戻入益	-	37
退職給付制度移行益	-	177
特別利益合計	260	336
税引前四半期純利益	1,480	1,730
法人税、住民税及び事業税	489	436
法人税等調整額	15	19
法人税等合計	473	455
四半期純利益	1,006	1,275

【注記事項】

(追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2022年10月1日付けで確定給付型の退職一時金制度の一部を確定拠出企業年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

これに伴い、当第3四半期累計期間において「退職給付制度移行益」177百万円を特別利益に計上しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて、前事業年度の有価証券報告書(追加情報)に記載しました仮定に重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年9月21日 至 2023年6月20日)
減価償却費	1,109百万円	1,145百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月22日 取締役会	普通株式	128	16	2021年9月20日	2021年12月20日	利益剰余金
2022年4月25日 取締役会	普通株式	39	5	2022年3月20日	2022年5月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年9月21日 至 2023年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年10月24日 取締役会	普通株式	135	17	2022年9月20日	2022年12月20日	利益剰余金
2023年4月24日 取締役会	普通株式	38	5	2023年3月20日	2023年5月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第3四半期累計期間(自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)

区分	金額(百万円)
フーズ	48,675
ノンフーズ	21,865
顧客との契約から生じる収益	70,540
その他の収益	287
外部顧客への売上高	70,828

(注)「その他の収益」の区分は不動産賃貸収入であります。

当第3四半期累計期間(自 2022年9月21日 至 2023年6月20日)

区分	金額(百万円)
フーズ	49,070
ノンフーズ	22,223
顧客との契約から生じる収益	71,294
その他の収益	311
外部顧客への売上高	71,605

(注)「その他の収益」の区分は不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年9月21日 至 2023年6月20日)
1株当たり四半期純利益	125円77銭	162円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,006	1,275
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,006	1,275
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,005	7,842

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2023年4月24日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 38百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 5円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2023年5月19日

(注)2023年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年7月25日

株式会社 P L A N T
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岸田 忠郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 達也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の2022年9月21日から2023年9月20日までの第42期事業年度の第3四半期会計期間（2023年3月21日から2023年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（2022年9月21日から2023年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P L A N T の2023年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年9月20日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2022年7月26日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2022年12月19日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。